

平成 23 年度第 3 回理事会議案資料

議案 1 役員選挙について

社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則を別紙の通り改正することについて、理事会の承認を求めます。

<提案理由>平成 23 年 3 月の総会において改正された社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則との整合性を保ち、同時に従前指摘されていた役員選挙制度の複雑さを解消するため。

議案 2 法人後見業務監査委員について

社団法人千葉県社会福祉士会法人後見の実施に関する細則第 9 条に基づく法人後見業務監査委員会の体制について、次のとおり理事会の承認を求めます。

1. 委員定数 3名
2. 委員構成 次のア～ウから各 1名
 - ア 学識経験者
 - イ 法曹関係者
 - ウ 本会正会員（理事およびばあとなあ千葉運営委員を除く）
3. 選任方法 理事会の承認による。

但し、本会正会員については公募を経て理事会に諮るものとし
公募に応募のない場合は会長の推薦により理事会に諮る。

○社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則

新	旧
<p>平成19年10月19日制定 平成21年10月24日改正 平成23年7月30日改正</p>	<p>平成19年10月19日制定 平成21年10月24日改正</p>
<p>(目的) 第1条 この細則は、社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）役員選出規則（以下「規則」という）<u>第7条、第9条および第11条の規定に基づき、役員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>(目的) 第1条 この細則は、社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）役員選出規則（以下「規則」という）<u>第10条の規定に基づき、役員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(改選年) 第2条 役員改選は、西暦偶数年ごとに、その年の3月の通常総会において行う。 2. 理事会は、前項の改選実施について、会員へ広報しなければならない。</p>
<p>(選挙管理委員の公募) 第3条 理事会は、規則第6条に規定する選挙管理委員会を設置するため、前条第1項に規定する改選年前年に、選挙管理委員の公募を開始しなければならない。</p>	<p>(選挙管理委員の公募) 第3条 理事会は、規則第7条に規定する選挙管理委員会を設置するため、前条第1項に規定する改選年前年に、選挙管理委員の公募を開始しなければならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(選挙管理委員の応募方法) 第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクス又はEメールにて提出しなければならない。 2. 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。</p>
<p>(選挙管理委員会の編成) 第5条 <u>選挙管理委員は、規則第6条第2項および第7条の規定により、応募者の中から抽選で5名を選出する。</u> (略)</p>	<p>(選挙管理委員会の編成) 第5条 選挙管理委員会は、規則第7条第2項の規定により、応募者の中から抽選で5名を選出する。 2. 抽選は、無作為な方法を用いて事務局が実施する。 3. 事務局は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。 4. 応募者が5名に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(選挙管理委員の名簿公表) 第6条 会長は、選挙管理委員の名簿を会員に公表しなければならない。</p>
<p>(会員理事選挙の公示) 第7条 選挙管理委員会は、規則第6条第4項の公示を行わなければならない。</p>	<p>(会員理事選挙の公示) 第7条 選挙管理委員会は、規則第7条第3項の公示を行わなければならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(公示内容) 第8条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。 (1) 理事の区分と定数 (2) 任期 (3) 立候補受付開始日 (4) 立候補受付締切日 (5) 立候補手続き (6) 選出時期</p>

(会員理事定数の細区分)
第9条 規則第3条に規定する会員理事区分を基礎として、立候補者の業種に基づき次のとおり定数を細区分する。

業種	①社会福祉・社会保障分野	②その他の分野 (教育・医療・保健衛生・民間他)	合計 ①+②
区分			
会員理事	10人以内	10人以内	15人以内

(立候補正会員の資格要件)
第10条 規則第5条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 選挙管理委員会が第6条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。

(略)
(推薦者の要件)

第11条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 選挙管理委員会が第6条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。

(略)
(立候補受付期間)

第12条 選挙管理委員会は、規則第6条第3項の規定に基づき、20日以上30日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めなければならない。

(応募手続)

第15条 立候補者は、第13条の立候補届を提出するときは、1人の正会員から前条の推薦書を受領し、とりまとめ

(7) 選出方法
(8) その他必要事項
(会員理事定数の細区分)
第9条 規則第3条に規定する会員理事区分を基礎として、立候補者の業種に基づき次のとおり定数を細区分する。

業種	①社会福祉・社会保障分野	②その他の分野 (教育・医療・保健衛生・民間他)	合計 ①+②
区分			
会員理事	10人以内	5人以内	15人以内

2. 選挙管理委員会は、前項の各区分定数をもとに、会員理事の立候補者を公募するものとする。

3. 業種についての詳細は別紙1のとおりとする。

4. ①社会福祉・社会保障分野から選出される理事の数は、②その他の分野から選出される理事と外部理事の合計と同数以内とする。

(立候補正会員の資格要件)
第10条 規則第6条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 選挙管理委員会が第7条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。

(2) 本会の年会費の未納がないこと。
(推薦者の要件)

第11条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 選挙管理委員会が第7条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。

(2) 本会の年会費の未納がないこと。
(立候補受付期間)

第12条 選挙管理委員会は、規則第7条第4項の規定に基づき、20日以上30日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めなければならない。

(立候補届様式)

第13条 会員理事に立候補する者は、所定の「様式1」で届け出なければならない。

2. 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。
(推薦書様式)

第14条 会員理事立候補者を推薦する者は、所定の「様式2」で届け出なければならない。

2. 推薦者の自署または捺印のないものは無効とする。
3. 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第15条 立候補者は、第13条の立候補届を提出するときは、3人の正会員から前条の推薦書を受領し、とりまとめ

<p>て選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。 (略)</p> <p>(立候補者の名簿公表) 第 16条 選挙管理委員会は、規則第 8 条の規定に基づき、立候補者の名簿を次のとおり会員に公表する。</p> <p>(選挙の方法) 第 18条 規則第 9 条の規定に基づく投票方法は、次のとおりとする。 (1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に、立候補者 1 人に○印を付して投票する。 (2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものを有効とする。 (3) ○印が複数の場合は、これを無効票とする。 (4) 疑義のある投票の解釈は、選挙管理委員会の判断による。 (略)</p> <p>附則 1. この細則は、平成23年7月30日から施行する</p>	<p>て選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。</p> <p>(立候補者の名簿公表) 第 16条 選挙管理委員会は、規則第 9 条の規定に基づき、立候補者の名簿を次のとおり会員に公表する。 (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 会員番号 (4) 勤務先名称 (5) 在住市区町村 (6) 推薦者氏名 2. 名簿の掲載は届出順とし、同時の場合は抽選とする。 (立候補者定数未達の措置) 第 17条 立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、不足する理事数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。 2. 前項の手続き方法は、当初立候補の受付に準ずるものとする。 (選挙の方法) 第 18条 規則第 10 条の規定に基づく投票方法は、次のとおりとする。 (1) 立候補者が定数を超えた場合は、業種ごとに立候補者の氏名が列記された用紙に定数と同数の○印を付して投票する。 (2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものを有効とする。 (3) ○印が定数よりも多い場合は、これを無効票とする。 (4) ○印が定数よりも少ない場合は、これを有効票とする。 2. 立候補者数が定数と同数、若しくは定数以内の場合は、当選とする。 (理事の変更登記) 第 19条 定款第 12 条第 2 項の規定により、理事が選任された後は、速やかに理事の変更登記手続きを行い、登記簿謄本を添え千葉県知事へ届け出なければならない。 (改廃) 第 20条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。 附則 1. この細則は、平成19年10月19日から施行する。 附則 1. この細則は、平成21年10月24日から施行する</p>
---	--

(略)

(別紙1)

第9条に規定する業種の分類については、「日本標準産業分類(中分類)」により次のとおりとする。

①社会福祉、社会保障分野

社会保険・社会福祉・介護事業で管理，補助的経済活動を行う事業所

主として管理事務を行う本社等

その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

社会保険事業団体

福祉事務所

児童福祉事業

保育所

その他の児童福祉事業

老人福祉・介護事業

特別養護老人ホーム

介護老人保健施設

通所・短期入所介護事業

訪問介護事業

認知症老人グループホーム

有料老人ホーム

その他の老人福祉・介護事業

障害者福祉事業

居住支援事業

その他の障害者福祉事業

その他の社会保険・社会福祉・介護事業

更生保護事業

他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業

②その他の分野

①に含まれないもの

様式 (旧)

(様式 1)

社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補届

私は、社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき会員理事に立候補しますので、3名の推薦書を添えて届け出ます。

顔写真貼付欄
(写真の裏に氏名、
会員番号記入のこ
と)

(ふりがな) 氏名		生年 月日	年 月 日	会員 番号	
在住市区町村	都・県		市・区・町・村		
勤務先名		立候補業種 (何れかに○)	①社会福祉、 社会保障分野	②その他の 分野	
主な活動歴 (社会福祉士会での活動含む)					
立候補理由・抱負					
推薦者氏名 (会員番号)	1 ()	2 ()	3 ()		

選管收受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名

(署名または記名捺印)

(様式2)

社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補者推薦書

私は、社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき、会員理事の立候補者として次の方を推薦します。

推薦理由

推薦する立候補者氏名	
推薦理由	

上記のとおり、推薦いたします。

年 月 日

推薦者

会員番号	
氏 名	

(署名または記名捺印)

【注】推薦者は、この推薦書を立候補者へ早めに提出してください。立候補者は、この推薦書を3人から受け取り捺印し、必ず立候補届に3枚添付して届け出てください。

立候補者確認印

選管收受印

様式 (新)

(様式 1)

社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補届

顔写真貼付欄
(写真の裏に氏名、
会員番号記入のこ
と)

私は、社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき会員
理事に立候補しますので、1名の推薦書を添えて届け出ます。

(ふりがな) 氏名	生年 月日	年 月 日	会員 番号	
在住市区町村	都・県		市・区・町・村	
勤務先名	立候補業種 (何れかに○)	①社会福祉、 社会保障分野	②その他の 分野	
主な活動歴 (社会福祉士会での活動含む)				
立候補理由・抱負				
推薦者氏名(会員番号)	(会員番号)			

選管收受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名

(署名または記名捺印)

(様式2)

社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補者推薦書

私は、社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき、会員理事の立候補者として次の方を推薦します。

推薦理由

推薦する立候補者氏名	
推薦理由	

上記のとおり、推薦いたします。

年 月 日

推薦者

会員番号	
氏 名	

(署名または記名捺印)

【注】推薦者は、この推薦書を立候補者へ早めに提出してください。立候補者は、この推薦書を受け取り捺印し、必ず立候補届に添付して届け出てください。

立候補者確認印

選管收受印
